

令和8年度事業計画

理念

“明るい笑顔があふれるところ”

誰もが支えあいながら、夢と希望を持って、自分らしく生きていくために！

基本方針

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1 笑顔でサービスを提供いたします。 | 利用者主体 |
| 2 一人ひとりに合ったサービスを提供いたします。 | 個性の尊重 |
| 3 安心・安全で、質の高いサービスを提供いたします。 | 資質の向上 |
| 4 一人ひとりがかげがえのない存在として大切にします。 | 人権、命の尊厳 |
| 5 誰もが生きがいを持てる地域社会づくりに努めます。 | 地域福祉 |

1 事業の運営について

社会福祉法人 新川会として次の各施設を運営している。

- (1) 四ツ葉園（施設入所 80 名、生活介護 80 名、短期入所 6 名、日中一時支援 6 名）
- (2) 雷鳥苑（就労継続支援 B 型 17 名、生活介護 13 名）
- (3) さつき苑（就労継続支援 B 型 30 名）
- (4) つつじ苑（就労継続支援 B 型 18 名、生活介護 12 名、放課後等デイサービス 10 名）
- (5) 四ツ葉園生活支援センター「小窓」（生活介護 20 名）
- (6) 地域生活相談室（相談支援事業：一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児相談支援、障害児等療育支援、自立生活援助、地域生活支援拠点）
- (7) まえざわの家（共同生活援助 男子 7 名）
- (8) かわはらだの家（共同生活援助 男子 7 名）
- (9) つつみだにの家（共同生活援助 女子 9 名）
- (10) 第 2 つつみだにの家（共同生活援助 男子 7 名）

2 主な取り組みについて

令和4年に、障害者権利条約に係る国連の対日審査が実施され、日本は統合教育の促進、脱入所施設化を強く要請された。これを受け、国においては、障害者が希望する地域生活の実現に向けた施策を推進しており、特に入所施設においては、定員削減に向けての一層の取り組みが求められているところである。

しかしながら、入所施設利用者の地域移行は殆ど進んでいないのが実情である。これは、地域に安心して生活できる社会資源が整っていないことによるものである。こうしたなか、令和8年度から、入所施設利用者に対して「地域移行等意向調査」も義務化されることから、利用者の立場に立って、真に必要なニーズに即した支援を行っていく必要がある。

具体的には、介護保険対象者の早期介護保険サービスへの移行、入浴介助が困難な方への特浴設備のある施設への移行、中軽度者のグループホームへの移行等による入所定員削減によるユニットケアの実現と、強度行動障害等の在宅生活困難者に特化した入所利用、緊急事態に対応したショートステイ等の地域生活支援拠点の拡大を目指していくことになる。

少しずつではあるが、法人全体でこの方向性を意識しながら活動していく予定である。併せて、必要な支援員の確保、業務効率化のためのDX化の推進も図っていく。

(1) 理事会・評議員会の開催

定款に基づき、所定の案件を諮る。

また、法人の運営において重要な事案を理事会及び評議員会にて報告を行う。

(2) 関係機関との連携

知的障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、社会就労センター協議会（セルフ協）の全国会議、県内研修に積極的に参加し、障害者支援について研鑽を積むほか、圏域の自立支援協議会においてコーディネーターの役割を担う。また、協力病院である「かみいち総合病院」を始めとする医療機関と随時連携を図り、支援の向上に努めている。

(3) 職員の資質向上

4月に新規採用職員の研修を集中的に行うほか、階層別、園内・外の研修、介護福祉

士などの資格取得について、積極的に取り組むこととする。

(4) 施設長会議の開催

円滑な管理運営及び施設間の連携を強化するため、定期的に施設長会議を開催する。

(5) 職員の確保

社会福祉士実習（ソーシャルワーク実習）、保育士実習、介護福祉士実習を積極的に取り入れ、必要な人材の確保に努める。

(6) 地域貢献活動

14歳の挑戦の受入れや、社会福祉協議会でのミュージックケアの開催（四ツ葉園）、通所事業所における農福連携事業の実施、社会参加促進事業への参加（雷鳥苑）、駅の地下道清掃（つつじ苑）などを行っている。近年は、セイコーエプソン（株）が実施している地域貢献事業「夢水族園」を取り入れ、圏域市町村での放映会を開催して好評を得ていることから今後もレンタルの希望を申し込んでいる。

(7) 業務継続計画

感染症や災害があっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画を策定し、対策委員会を設置して、計画に基づく研修や訓練を実施していく。

(8) 虐待防止、身体拘束の廃止

虐待防止・身体拘束の廃止に向けて、委員会を開催し、一層の改善措置を講じていく。

3 障害者支援施設「四ツ葉園」の運営

はじめに

令和7年度は退所者が4名（12月に男性44歳が逝去、2月に女性29歳がグループホームへ移行、3月に男性53歳、女性61歳の2名が他事業所へ移行）。入所者は1名（男性28歳3月に病院より受入れ）。令和8年3月31日現在の在籍者数は76名（男性50名、女性26名）。令和8年度は利用者数調整を行い、個室対応が必須の重度利用者の生活空間を確保するとともに、短期入所の受け入れ増を目指す。現在、全体の62%以上にあたる47名が重度障害（強度行動障害加算対象）であり、支援区分6段階の平均は5.2。医師の指示による定期的な医療的ケア（皮下注射、血糖値測定、バルーン留置カテーテル、摘便、痙攣時の座薬）が必要な方が全体の25%の19名。65歳以上の方は全体の5%の4名（男性2名、女性3名）。

このように利用者の重度化や高齢化に加え、知的障害特性からこれまで可能であった動作や身体機能が早い段階から低下していく状況が進んでいる中で、介護・医療との連携は一層重要となっている。入所待機となっている在宅支援が困難な強度行動障害者には、短期入所ニーズが高いため、今後短期入所事業の充実が求められる。（R7年4月～R8年1月間の延べ利用日数：短期入所319日、日中一時64日）。

障害者支援施設の役割は、入所者の生活支援、地域移行の促進、地域生活の基盤づくりなど多岐にわたっている。令和8年度は、これらの役割を具体的な取り組みに整理し、着実に実行していきたい。そのためには、地域との連携を一層深め、行政、他の社会資源と情報共有を図り、入所施設だからこそ担える「セーフティネット」としての役割を具体化していきたい。

(1) 事業概要

ア 生活介護（定員80名）

利用者の満足度向上を目指し、日常生活や医療面、社会参加まで幅広く支援

- 日常生活支援：食事、入浴、排泄などのADL介助、買い物や服薬支援
- 医療ケア：薬の管理、医師の指示に基づくケア、通院同行を支援
- リハビリテーション：身体機能の維持向上、やりがいを目指した日中活動
- 社会参加：地域生活への移行に向け地域社会との交流機会を増やし、体験型参加を支援

イ 施設入所（定員80名）

夜間や休日でも安心して生活できる環境を提供

- 生活支援：巡回による安全確認、食事、排泄などの日常生活動作の支援
- 安全管理：施設内の安全確保等の換気用整備
- 緊急対応：健康問題や事故への対応、医療機関との連携

ウ 短期入所支援(定員6名)・日中一時支援

地域福祉におけるレスパイトケアや緊急対応を目的とした支援

(2) 利用者支援について

ア 個別支援計画に基づき、一人ひとりが目標に向かって意欲的に生活できるよう支援する。(強度行動障害の方には更に支援指示書が作成される)

イ 日中活動のメニューの充実に努め、職住分離を意識し生活の質(QOL)の向上を目指す。併せて、通所事業所への生活介護移行や外出等、社会参加の機会を増やす。

ウ 一人ひとりが地域の一員としての活動や役割りを持てるよう、地域や関係機関と協働し、生活の幅を広げる。

エ 利用者の「安全・安心」を確保するため、計画的に施設整備を行い、豊かで快適な生活の提供を目指す。

(3) 人権の擁護について

ア 人権侵害や虐待が生じないよう、第三者委員を含めた虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会を定期的開催する。併せて、具体的事例について随時検討し、利用者主体の開かれた事業所運営を行う。

イ 地域移行等の意向確認をはじめとする意思決定支援への取り組みを重視する。

(4) 職員の資質向上

ア 法人理念、基本方針を施設内に掲示し、サービス事業所の目的を全職員で共有する。

イ 社会福祉士、介護福祉士、音楽療法士等の資格取得を奨励し、資格取得に係る経費を補助する。

ウ 現在、48名の強度行動障害の方が利用されていることから、強度行動障害支援者養成研修に積極的に参加し、職場内復命研修で職員間での共有を図る。

エ 意思決定支援について、職場内復命研修で職員間での共有を図る。

(5) 非常災害対策、感染症対策等について

ア 各BCPを毎年度更新し周知する。災害時訓練時には臨場感を持たせ、定期的な避難訓練・消火訓練、招集訓練を地域住民と共に実施する。感染予防についても、実施訓練を中心に取り組む。

イ 施設内外に設置された防犯カメラ(13基)、人感センサー(4基)を活用して、利用者の安全確保を図る。

(6) 保護者会について

家族との懇談を定期的に行い、本人や家族と共に利用者の生活向上を図る。

(7) 施設見学、実習生の受入れについて

福祉人材育成のため、社会福祉士、介護福祉士の専門指導者が指導にあたり、積極的に実習生を受け入れる。希望に応じて、随時施設見学を受け入れる。

(8) 地域交流について

圏域市町村のボランティア団体との交流機会を増やすとともに、当園から地域へのボランティア活動を実施し、当園の人材や設備が地域社会に役立つよう取り組む。

(9) 地域連携推進会議について

利用者と地域との関係づくりや、地域住民への施設や利用者に関する理解の促進等を目的として、外部委員を構成員とした「地域連携推進会議」を年1回開催する。

(10) 委員会による支援体制について

利用者支援の向上のため、職員は各委員会に所属し、連携を図る。

4 相談支援事業「地域生活相談室」の運営

(1) 事業概要

365日、24時間相談受付体制を確保している。週1回の室内ミーティング、月1回のスーパービジョンを実施する等、機能強化型の相談体制を確立していく。

ア 指定一般相談支援事業所

さまざまな相談に応じる「基本相談」と、地域移行や在宅支援を行う「地域相談支援」がある。

このうち、地域相談支援については、現在のところ実績はないが、障害者の地域生活を向上させるため、今後、「自立生活援助」を利用しながら「地域定着支援」を充実していく必要がある。

① 基本相談支援

- ・生活支援 訪問、外来及び電話・メールによる相談支援
- ・就労相談 障害者雇用制度の利用等ハローワークと連携した就労支援
- ・行政手続等の支援 障害者手帳、障害年金等の申請
- ・権利擁護 成年後見制度や日常生活自立支援事業の手続き支援

② 地域相談支援

- ・地域移行支援

入所施設及び病院入院者の地域移行の計画と住居の確保等、地域生活移行の相談・支援

- ・地域定着支援

単身等で生活する障害者に対し、緊急訪問や相談に応じ、常時の見守り等を実施

- ・ 自立生活援助

令和6年2月から開始した、事業において一人暮らしをしている相談者に定期的な巡回などを通じて助言や支援者との連絡調整をおこない、暮らしの安心・安全を確保する。

イ 指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画(ケアプラン)を作成したり、作成した計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや修正を行う。障害児・者ともに相談件数が増えるなかで、効率性を勘案しながら業務を遂行する。

① 障害児支援利用計画書やサービス等利用計画書の作成

② サービス担当者会議

③ サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整

④ 多職種連携 病院や居宅介護事業所、教育機関等と連携し、本人を取り巻く支援ネットワークを構築する

⑤ 行動障害や精神障害者、医療的ケア児等への専門性の高い支援実施体制作り

ウ 障害児等療育支援事業

① 訪問療育等支援事業 巡回相談や健康診査

② 外来療育等支援事業 外来による相談・指導

③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業等への職員に対する技術的指導

エ 地域生活支援拠点(コーディネーターの配置)

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。圏域の在宅知的障害者の短期入所については概ね、四ツ葉園で対応できているが、今後は、グループホームの整備も併せて検討していく。

(2) 関係機関との連携と地域福祉ネットワークの構築

① 地域自立支援協議会への参画 地域課題の抽出

② 関係機関及び事業所との連携 相談支援事業所間の連携と協議の場処遇困難事例に関する協議と地域ニーズの把握、改善

(3) 多様なニーズに対応するための相談支援専門員のスキル向上

① 相談室定例のミーティングによるケースの共有、モニタリング検証

② 富山県相談支援専門員協会等の研修会に参加

③ 相談支援業務を担う人材育成

(4) 集中的取組課題

① 相談支援専門員として、利用者の自立に向けた支援、意思決定支援、支援のための連携、当事者主体の支援等、ソーシャルワーカーとしての機能と責任の自覚を促す。

② バーンアウトしないようにスーパービジョンの機能を活用できるような体制を整える。

5 共同生活援助事業所「新川会グループホーム」の運営

(1) 事業概要

ア 共同生活援助（定員 30 名）

地域生活を営む上で一定の日常生活の援助が必要な知的障害者を対象として支援を行い、就労先や日中活動事業所と連携し、利用者が充実した日々を過ごせるようにする。また休日や余暇の過ごし方について集团的、個別的に対応した内容を提供する。

建物や設備等、経年劣化による変化に対応し、快適な生活空間、安心・安全な環境作りに努める。

イ 短期入所支援（定員 2 名）

家族に何かあった時に利用したいという潜在的なニーズが数件あり、定期的利用の継続と新規の相談については、その都度対応していく。

(2) 利用者支援について

本人の意思決定を尊重しながら、個別支援計画に基づき、目標に向かって意欲的に生活できるよう支援し、また共同生活のなかで、集団生活のルールを学び社会人としての自覚

や成長を促していく。金銭管理においては、日常生活で必要な物を計画的に購入する等、金銭管理能力を身につけるとともに、社会経験を重ね生活意欲の向上を目指す。

具体的には、4つのグループホームを大きく2つに分け、一定の見守りや声かけが必要なホームには平日の朝・夕や土日等、支援員が支援に入り、日常生活の支援や問題行動等の対応にあたる。また絵画教室を行い、自己実現、自己表現の機会を提供する。自立度の高い利用者については、精神的自立（自律）やコミュニケーション能力の向上等社会生活能力を高めるために必要な支援を行う。

また、グループホームから一人暮らし等自立した生活にチャレンジできる利用者には、本人の希望する生活に向けて、必要なことを意思確認しながら、自立に向けてサポートする。

加齢に伴い身体機能や生活意欲の低下が顕著にあらわれる利用者については、日中活動の事業所と協議を重ね、移行先を検討する。また、高齢化の問題には、適切な時期に介護保険サービスへ円滑に移行できるよう努め、本人がその人らしく生活できる場所を関係者で検討する。

（3）職員の資質向上について

各種研修に参加し、質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努める。

世話人には、朝夕訪問時に利用者の様子を聞き取りし、相談があった事例には適切なアドバイスを行う。また毎月1回、定例打合せ会を行い、利用者の理解、統一的な対応を確認する。

（4）非常災害対策について

利用者・職員の安全を守るため、災害を想定した避難訓練を6月に、火災を想定した消火避難訓練を11月、3月に行う。

（5）感染症対策について

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の予防に努め、感染症の知識を伝えその対応を身につけられるよう支援する。県内の感染状況を確認し、必要であれば帰省や外出制限を行う。

(6) 人権擁護・虐待防止について

風通しの良い施設運営を目指し、法人の取組みにそって、より一層の改善措置を講じていく。

(7) 地域連携推進会議の設置について

「地域連携推進会議」を通して、地域の方との情報共有、地域とのつながりの役割について、協議をすすめる。

6 障害福祉サービス事業所「雷鳥苑」の運営

(1) 事業概要

ア 生活介護（定員 13 名）

書道や音楽等の活動の中で、一人ひとりの興味や意向を探り、楽しく意欲的な時間が過ごせるよう支援する。ルームランナーやエアロバイク、散歩等で全身を使った体づくりを行う。日常の中で、食事や排せつ、更衣等の生活に必要な動作が習得できるよう支援する。

イ 就労継続支援 B 型（定員 17 名）

受託作業の株式会社アスコと株式会社ホクデンの作業を継続して行う。ペットボトルのリサイクル作業では 2 台のプレス機を使用し迅速に処理する。また、ヘチマを栽培し、「ヘチマスポンジ」や「ヘチマ水」の自主製品作りに取り組む。

(2) 工賃向上について

令和 7 年度も平均工賃 20,000 円を上回ることが予想される。作業環境の見直しとにんじんの量を増やすことでさらなる工賃向上につなげる。

(3) 利用者支援について

ア 個別懇談や普段の生活の中から一人ひとりの思いや意向を確認し、個別支援計画を策定する。

イ 日常生活に必要な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の向上にむけて統一した支援を行う。

(4) 保護者への対応について

連絡帳や個別面談で情報共有を行い、要望には素早く対応することで良好な関係を築く。

(5) 人権擁護について

虐待防止や身体拘束廃止等の定期的な研修の開催と虐待防止マニュアルの確認を行う。

日々の振り返りを行い、不適切なケアのない施設づくりに努める。

(6) 地域交流について

ボランティア団体や小学生の福祉活動の一環として、利用者と一緒に作業に参加し、ふれあいの機会を設ける。町内企画の行事では、野菜や手芸品、加工品の販売を行う。また、ハンドベル演奏や手話コーラスを披露し多くの人との交流につなげる。立山町障害者社会参加支援事業ではレクリエーションや音楽、絵画展示等をとおして町内福祉事業所との親睦をはかる。

(7) 災害対策、感染症対策について

法人の業務継続計画に基づき、利用者の安全と事業所の安全を図るためにも定期的な訓練を実施する。手洗いや手指消毒、登苑時の検温を継続して行い感染症が拡大しないよう努める。

7 障害福祉サービス事業所 「さつき苑」の運営

これまで受託してきた藤堂工業のリテーナ作業が令和7年度で終了するため、令和8年度は利用者が安心して取り組める新たな受託作業を実施していく。また、一人ひとりの利用者に寄り添い支援しながら、平均工賃の向上に努めていきたい。

(1) 事業概要

就労継続支援B型（定員30名）

令和8年度は以下の就労科目を3つの班に分かれ活動する予定となっている。

受託作業班は新規作業として株式会社アスコのじゃがいもの皮むき作業と北星ゴム工業株式会社のゴム製品作業を実施する。利用者の適性を見ながら支援を行い、8年

度は徐々に慣れて受注量が増加することを目標に行う。

施設外就労班は、上市町の3件の農家と草刈りや稲作作業などの農福連携事業と、同一地区のホテル「つるぎ恋月」への清掃業務を実施。

3年目に入り年間通じての稼働も予測できるようになり、安定的な収入が見込まれる。

自主製品作業班では、さつまいも、里芋、菊芋や、当帰、ラベンダーなどを栽培し、乾燥加工品や入浴雑貨の自主製品として販売する。新たな加工商品開発も行い販売していく。そのほか、糸鋸を使った製品の新品や「呉羽木材」からの受注も行い多くの方々に知っていただけるような取り組みを行う。

(2) 利用者支援について

ア 個別支援計画に基づいて一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し目標達成にむけて本人に寄り添った支援をする。

イ 自立した社会生活を送れるよう、生産活動を通して知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

ウ 地域の一員としてのマナーや役割を習得し、長く地域で暮らせるように、学びや実践の機会をもつ。

(3) 工賃向上

受託作業では主たる作業が大幅に変わり一時的に収入減も予測されるが、平均工賃20,000円台の維持を目指す。

(4) 職員の資質向上

各種研修会に積極的に参加し専門的な質の高いサービスが提供できるよう努める。

(5) 自治活動の活性

利用者の自治会の活性のため行事の企画や運営をともに行い、利用者主体となる場面を増やすように取り組む。

(6) 人権擁護

利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、人権侵害や虐待が生じないよう虐待防止や身体拘束廃止検討委員会を定期的を開催していく。

(7) 非常災害対策等について

法人の業務継続計画に基づき、利用者の安全と事業所の保全を図るため、定期的な避難訓練・消火訓練を実施する。

8 障害福祉サービス事業所「つつじ苑」の運営

(1) 事業概要

ア 生活介護（定員 12 名）

トランポリンやバランスボール等の器具を利用した運動やミュージックケアを定期的で開催して、楽しく意欲的に生活できるように支援する。また壁面装飾を作成し苑内を華やかにしていく。

株式会社「サンフーズ」の広告封入作業を生産活動として役割分担を決めて行っており、定着しているので、継続して実施する。

イ 就労継続支援 B 型（定員 18 名）

「有限会社重松」、「英光商事」の受託作業を引き続き行っていく。新しく「オーアイ工業」からの受注作業も行っていく。

除草作業は、地域の独居老人宅からの依頼が多く、地域貢献にもなっていることから継続して実施する。

そのほか、毎週一回、「富山地方鉄道中滑川駅」と「あいのかぜとやま鉄道滑川駅」の地下道の清掃を行う。

ウ 放課後等デイサービス（定員 10 名）

利用児童の学校終了後および学校休業日の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の支援を目的とする。関係機関と密接に連携を取りながら児童がリラックスし、ゆったりとした雰囲気の中で過ごせるよう余暇活動を中心に、散歩

などの課外活動を通じて外部での社会交流・体験の機会を提供できるような活動を取り入れる。

(2) 利用者確保について

放課後等デイサービスは開始から3年が経過し、ほぼ定員に達している。就労継続支援B型は定員に余裕がある。令和8年度は、富山県立にいかわ総合支援学校での事業所紹介を行い、新川会地域生活相談室と連携を図りながら利用者確保に努める。

(3) 人権の擁護について

利用者一人ひとりがかげがない存在として大切にし、人権侵害や虐待が生じないよう虐待防止委員会や身体拘束廃止検討委員会を定期的を開催するほか、具体的事例について随時検討しながら、利用者主体の開かれた事業所運営を行う。

(4) 工賃向上について

令和7年度の平均工賃は約7,000円であった。各種作業に積極的に取り組みながら、工賃向上につながるよう、新たな授産科目を開拓していきたい。

(5) 苦情などへの対応について

利用者からの苦情・要望等については、随時受け付け、速やかな解決を図る。

(6) 職員の資質向上について

社会福祉士や介護福祉士などの人材確保に努めるとともに、音楽療法、強度行動障害者支援等の研修や障害児支援についての専門的支援が実施できるよう努める。

(7) 行事

年間計画に基づき、利用者の意見も取り入れ行事を実施していく。

(8) 災害対策・感染症対策について

法人の業務継続計画に基づき、利用者の安全と事業所の保全を図るため、定期的な避難訓練・消火訓練・感染対策を講じていく。

(9) 実習、ボランティアの受け入れについて

利用者の地域交流を図り、社会参加を促進するため、積極的にボランティアを受け入れる。

9 障害福祉サービス事業所「四ツ葉園生活支援センター 小窓」の運営

令和6年4月に開設してから2年が経過する。職員、利用者共に小窓での活動にも慣れてきたため、落ち着いて活動できるようになっており、小窓単独の行事も活動の幅を少しずつ広げ、実施できるようになってきている。

令和8年3月より新規利用者の受入れもあり、スムーズに利用ができるように保護者や関係機関と連携をし、支援についての共通理解、情報共有を適宜図っている。

最重度の利用者も継続して利用しているため、保護者、相談支援専門員、行動援護事業所、かみいち総合病院等と連携を取り、他の在宅サービスの併用も含め、安心して地域生活を送れるよう、定期的にサービス担当者会議を開催し検討を続けている。

今年度も定期的に支援の指示書を見直しながら日々研鑽し、3年目に向けて更なる専門性の向上を目指し、活動の幅を広げていきたい。

(1) 事業概要 生活介護（定員20名）

主に重度の知的障害の方に対して、排泄、食事等のADLの支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

ア 日常生活支援

重度の障害を持つ利用者に対して、安心・安全な日常生活を送れるよう、食事、排泄など、基本的なADLの介助を行う。

イ コミュニケーション支援

言語的コミュニケーションが困難な方に対して、絵カードやジェスチャー・表情等一人ひとりの障害特性に考慮した方法でコミュニケーションを円滑に行い、利用者のストレスや不安の軽減を図る。

ウ 訓練活動、余暇活動

天気の良い日にはウォーキングで体調を整え、「紐通し」、「絵合わせ」、「棒さし」な

ど、一人ひとりの利用者にてできる訓練課題に取り組む。

(2) 利用者支援について

ア 重度の障害者でも地域で暮らしながら、毎日安定して通所できるよう、家庭や医療機関とも連携して支援する。

イ 個別支援計画及び支援手順書（行動援護）、支援計画シートに基づき、重度知的障害や強度行動障害の方が、わかりやすく安心して活動できるよう、環境やスケジュールを構造化し日中活動支援を行う。

ウ 季節を感じられるような外出を取り入れ、気分転換や意欲向上につなげる。

(3) 職員の資質向上

ア 昨年度まで事業所職員 10 名中、社会福祉士 1 名、介護福祉士 4 名、強度行動障害支援者養成研修受講者 5 名が配置されていたが、今年度より新たに 3 名の職員が介護福祉士資格取得をしており、更に専門性を活かし、質の高いサービスが提供できるよう目指したい。

イ 法人内の強度行動障害者支援の研修を全体職員会議にて定期的に研修期間を設け、法人全体の専門性を高めたい。

ウ 昨年度、虐待事案があり、その職員への支援に必要な接遇について指導、再教育を定期的に実施し、事業所全体が支援に対する姿勢を振り返る場としても活かしていく。

(4) 実習生、ボランティアの受け入れ

福祉、障害の理解と人材育成を目的として、積極的にボランティア及び実習生を受け入れ、地域との交流の機会を図るとともに、職員の人材確保にも努める。

(5) 行事

年間通して季節を感じられる行事等を計画立てて実施していく。

(6) 災害・感染症対策

各種BCPの更新をする。こまめな手洗いや消毒や換気を行い感染防止に努める。